

制度課題ワーキンググループの 当面の検討課題について

令和元年8月23日

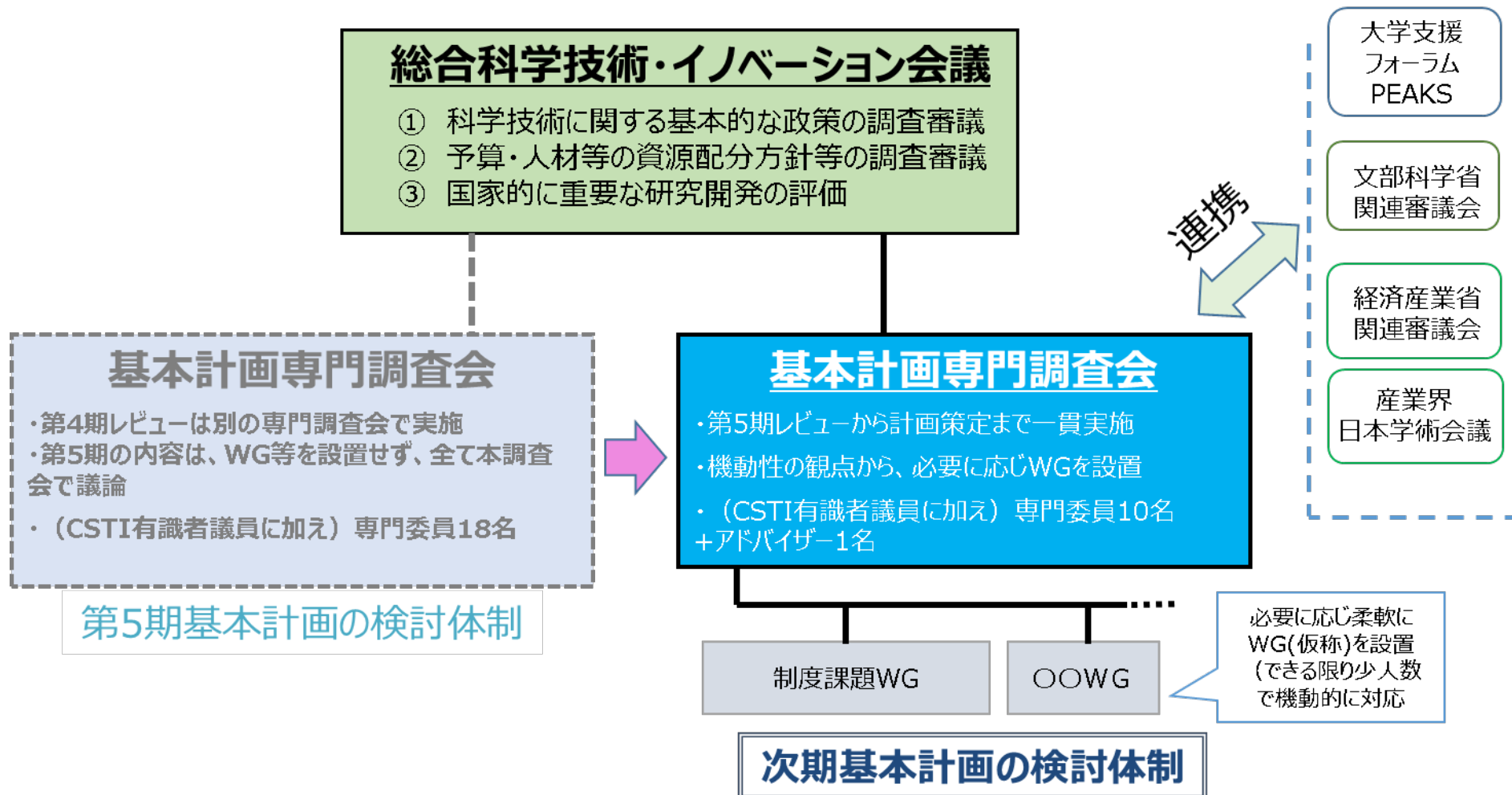


内閣府

政策統括官(科学技術・イノベーション担当)

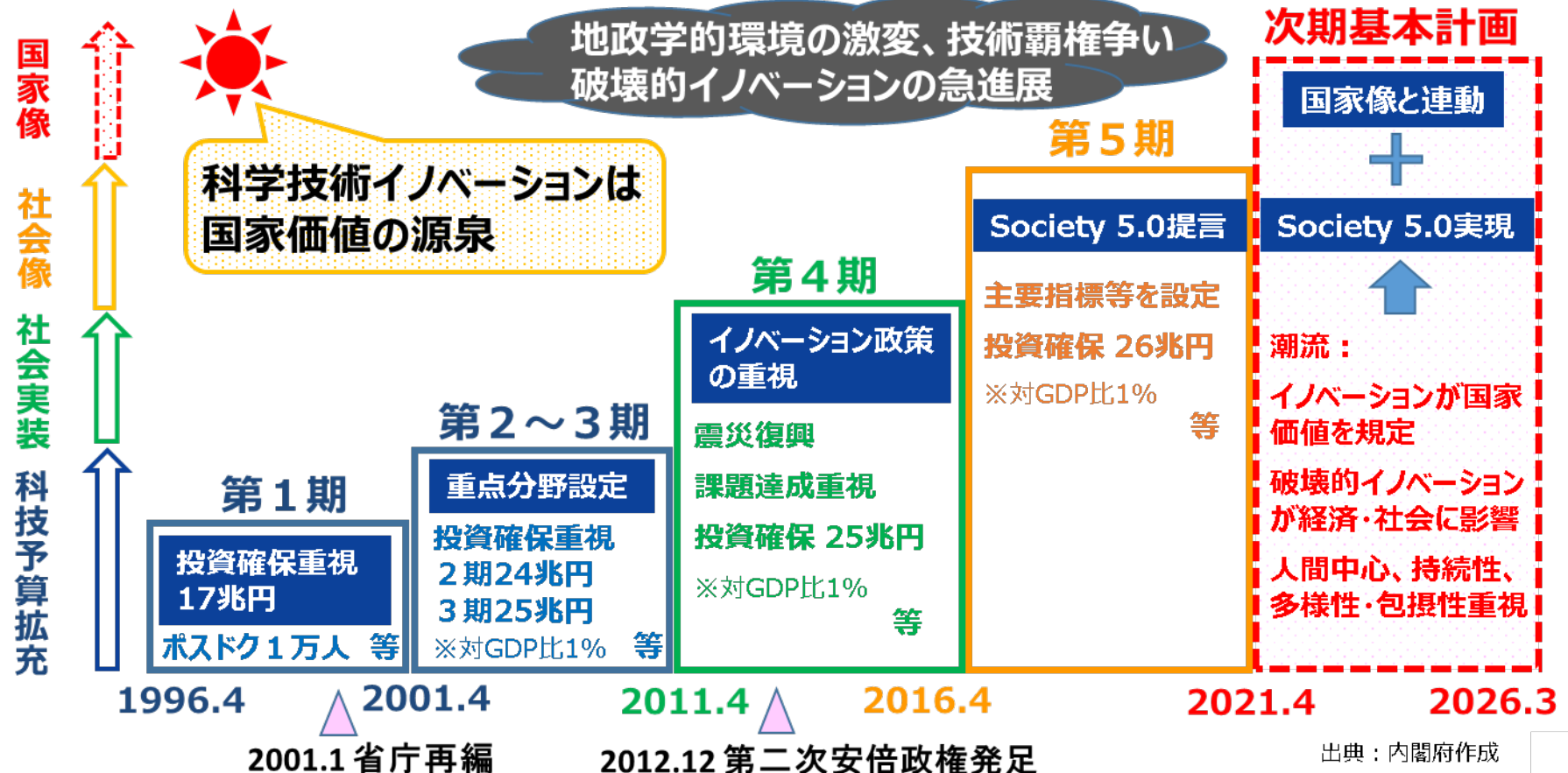
専門調査会の設置

- 次期科学技術基本計画(基本計画)の策定に関する専門の事項について調査を行うため専門調査会を設置
- 関係省庁・団体等と連携しつつ、できる限りコンパクトな体制により従来の延長線上にない視座から、第5期基本計画のレビューから次期基本計画策定まで一貫して議論



科学技術基本計画の概要

- 科学技術基本計画：科学技術基本法に基づき、5年毎に策定（総理諮問）
- 第1～3期は**科学技術予算拡充**、第4期は**社会実装**を重視
- 現行第5期では、**Society 5.0**を提言



科学技術基本法の概要

科学技術の振興を我が国の最重要課題の一つとして位置付け、科学技術の振興を強力に推進し、**「科学技術創造立国」を実現**するため、議員立法により全会一致で可決成立。平成7年11月公布、施行。

○科学技術振興のための方針

- ・研究者等の創造性の発揮
- ・基礎研究、応用研究及び開発研究の調和ある発展に配慮
- ・科学技術と人間、社会及び自然との調和 等

○科学技術基本計画

- ・政府において、総合科学技術・イノベーション会議の議論を経て作成

○年次報告

- ・政府は、毎年、国会に「科学技術の振興に関する年次報告」（科学技術白書）を提出

○国が講ずべき施策

- ・広範な分野における多様な研究開発の均衡の取れた推進
- ・研究者の確保、養成及び資質の向上
- ・研究施設等の整備
- ・研究開発にかかる情報化の促進
- ・研究開発の成果の公開、情報の提供等
- ・国際的な交流の推進
- ・科学技術に関する学習の振興、啓発及び知識の普及 等

◆科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）（抄）

第一条 この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

第九条 政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画（以下「科学技術基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 科学技術基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）の推進に関する総合的な方針
- 二 研究施設及び研究設備（以下「研究施設等」という。）の整備、研究開発に係る情報化の促進その他の研究開発の推進のための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 その他科学技術の振興に関し必要な事項

科学技術基本法の見直しに向けた動き

◆科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）

科学技術・イノベーション創出の活性化のためには、人文科学を含むあらゆる分野の参画が重要という観点から追加
(人文科学を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化に関する検討)

第四十九条 政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る上で人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することが重要であることに鑑み、人文科学のみに係る科学技術を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化の在り方について、人文科学の特性を踏まえつつ、試験研究機関等及び研究開発法人の範囲を含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◆統合イノベーション戦略2019(令和元年6月21日閣議決定)

科学技術イノベーションの国家における位置付けの変化を念頭に、次期基本計画策定にあたっては、第5期基本計画のレビューを行うとともに、国民全体を巻き込んだ幅広い議論を誘発し、世界における我が国の立ち位置を再検討し、あるべき将来像からバックキャストしつつ、経済社会産業構造や地域活性化、人材育成、人文・社会科学を含め議論を行う。必要に応じ、科学技術基本法の見直しも含め、科学技術の基本的理念について抜本的に再検討を行う。

第5期基本計画の概要

- 「基本計画」は、科学技術基本法に基づき政府が策定する、10年先を見通した5年間の科学技術の振興に関する総合的な計画
- 第5期基本計画（平成28年度～32年度）は、**総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）**として初めての計画であり、「科学技術イノベーション政策」を強力に推進
- 本基本計画を、**政府、学界、産業界、国民**といった幅広い関係者が共に実行する計画として位置付け、我が国を「**世界で最もイノベーションに適した国**」へと導く

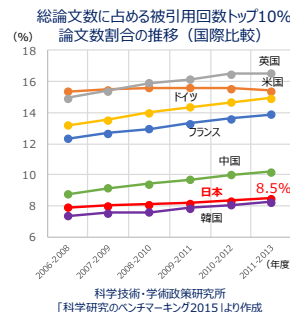
第1章 基本的考え方

(1) 現状認識

- ICTの進化等により、社会・経済の構造が日々大きく変化する「**大変革時代**」が到来
・既存の枠組みにとられない市場・ビジネス等の登場
・「もの」から「コト」へ、価値観の多様化
・知識・価値の創造プロセス変化（オープンイノベーションの重視、オープンサイエンスの潮流）等
- **国内外の課題**が増大、複雑化（エネルギー制約、少子高齢化、地域の疲弊、自然災害、安全保障環境の変化、地球規模課題の深刻化など）
⇒ こうした中、科学技術イノベーションの推進が必要（科学技術の多義性を踏まえ成果を適切に活用）

(2) 科学技術基本計画の20年間の実績と課題

- 研究者数や論文数が増加するなど、我が国の**研究開発環境は着実に整備**され、国際競争力を強化。LED、iPS細胞など**国民生活や経済に変化**をもたらす科学技術が登場。今世紀、ノーベル賞受賞者（自然科学系）が世界第2位であることは、我が国の科学技術が大きな存在感を有する証し。
- しかし近年、論文の質・量双方の国際的地位低下、国際研究ネットワーク構築の遅れ、若手が能力を発揮できていない等、「**基盤的な力**」が弱体化。産学連携も本格段階に至っていない。大学等の経営・人事システム改革の遅れや組織間などの「**壁**」の存在などが要因に
- **政府研究開発投資の伸びは停滞**。世界における我が国の立ち位置は劣後傾向



(3) 目指すべき国の姿

- 基本計画によりどのような国を実現するのかを提示
- ① 持続的な成長と地域社会の自律的発展
- ② 国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現
- ③ 地球規模課題への対応と世界の発展への貢献
- ④ 知の資産の持続的創出

(4) 基本方針

- **先を見通し戦略的に**手を打っていく力（**先見性と戦略性**）と、どのような変化にも的確に対応していく力（**多様性と柔軟性**）を重視
- あらゆる主体が**国際的に開かれたイノベーションシステム**の中で競争、協調し、各主体の持つ力を**最大限発揮**できる仕組みを、**人文社会科学、自然科学のあらゆる分野**の参画の下で構築

① 第5期科学技術基本計画の4本柱

- i) 未来の産業創造と社会変革 ii) 経済・社会的な課題への対応
 - iii) 基盤的な力の強化 iv) 人材、知、資金の好循環システムの構築
- ※ i～ivの推進に際し、科学技術外交とも一体となり、戦略的に国際展開を図る視点が不可欠

② 科学技術基本計画の推進に当たっての重要事項

- i) 科学技術イノベーションと社会との関係深化 ii) 科学技術イノベーションの推進機能の強化
- 基本計画を5年間の指針としつつ、毎年度「**総合戦略**」を策定し、柔軟に政策運営
- 計画の進捗及び成果の状況を把握していくため、**主要指標及び目標値を設定**（目標値は、国全体としての達成状況把握のために設定しており、現場でその達成が自己目的化されないよう留意が必要）

第2章 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組

自ら大きな変化を起こし、大変革時代を先導していくため、非連続なイノベーションを生み出す研究開発と、新しい価値やサービスが次々と創出される「超スマート社会」を世界に先駆けて実現するための仕組み作りを強化する。

(1) 未来に果敢に挑戦する研究開発と人材の強化

- 失敗を恐れず高いハードルに果敢に挑戦し、他の追随を許さないイノベーションを生み出していく営みが重要。**アイデアの斬新さと経済・社会的インパクトを重視した研究開発への挑戦を促す**とともに、**より創造的なアイデア**と、それを実装する行動力を持つ**人材にアイデアの試行機会を提供**（各府省の研究開発プロジェクトにおける、チャレンジングな研究開発の推進に適した手法の普及拡大、IMPACTの更なる発展・展開など）

(2) 世界に先駆けた「超スマート社会」の実現（Society 5.0）

- 世界では、ものづくり分野を中心に、ネットワークやIoTを活用していく取組が打ち出されている。我が国ではその活用を、**ものづくりだけでなく様々な分野に広げ**、経済成長や健康長寿社会の形成、さらには**社会変革につなげていく**。また、**科学技術の成果のあらゆる分野や領域への浸透**を促し、ビジネス力の強化、サービスの質の向上につなげる
 - サイバー空間とフィジカル空間（現実社会）が高度に融合した「**超スマート社会**」を**未来の姿として共有**し、その実現に向けた**一連の取組を「Society 5.0」**※とし、更に深化させつつ強力に推進
- ※ 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、という意味を持つ
- サービスや事業の「**システム化**」、システムの高度化、複数の**システム間の連携協調**が必要であり、産学官・関係府省連携の下、**共通的なプラットフォーム（超スマート社会サービスプラットフォーム）構築**に必要となる取組を推進

超スマート社会とは、
**「必要なもの・サービスを、必要な人
に、必要な時に、必要だけ提供し、
社会の様々なニーズにきめ細かく対応
でき、あらゆる人が質の高いサービス
を受けられ、年齢、性別、地域、言語と
いった様々な違いを乗り越え、生き活
きと快適に暮らすことのできる社会」**
であり、**人々に豊かさをもたらすことが期待
される**



(3) 「超スマート社会」における競争力向上と基盤技術の戦略的強化

- 競争力の維持・強化に向け、知的財産・国際標準化戦略、基盤技術、人材等を強化
- システムのパッケージ輸出促進を通じ、新ビジネスを創出し、課題先進国であることを強みに変える
- 基盤技術については、**超スマート社会サービスプラットフォームに必要となる技術**（サイバーセキュリティ、IoTシステム構築、ビッグデータ解析、AI、デバイスなど）と、**新たな価値創出のコアとなる強みを有する技術**（ロボット、センサ、バイオテクノロジー、素材・ナノテクノロジー、光・量子など）について、中長期視野から高い達成目標を設定し、その強化を図る

第3章 経済・社会的課題への対応

国内又は地球規模で顕在化している課題に先手を打って対応するため、国が重要な政策課題を設定し、課題解決に向けた科学技術イノベーションの取組を進める。

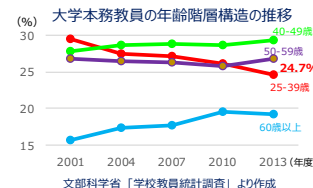
- 13の重要政策課題ごとに、研究開発から社会実装までの取組を一体的に推進<持続的な成長と地域社会の自律的発展>
 - ・エネルギーの安定的確保とエネルギー利用の効率化
 - ・資源の安定的な確保と循環的な利用
 - ・食料の安定的な確保
 - ・世界最先端の医療技術の実現による健康長寿社会の形成
 - ・持続可能な都市及び地域のための社会基盤の実現
 - ・効率的・効果的なインフラの長寿命化への対策
 - ・ものづくり・コトづくりの競争力向上
- <国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現>
 - ・自然災害への対応
 - ・食品安全、生活環境、労働衛生等の確保
 - ・サイバーセキュリティの確保
 - ・国家安全保障上の諸課題への対応
- <地球規模課題への対応と世界の発展への貢献>
 - ・地球規模の気候変動への対応
 - ・生物多様性への対応
- 様々な課題への対応に関連し、**国家戦略上重要なフロンティア**である「海洋」「宇宙」の適切な開発、利用及び管理を支える一連の科学技術について、長期的視野に立って継続的に強化

第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

今後起こり得る様々な変化に対して柔軟かつ的確に対応するため、若手人材の育成・活躍促進と大学の改革・機能強化を中心に、基盤的な力の抜本的強化に向けた取組を進める。

(1) 人材力の強化

- 若手研究者のキャリアパスの明確化とキャリアの段階に応じ能力・意欲を発揮できる環境整備（大学等におけるシニアへの年俸制導入や任期付雇用転換等を通じた**若手向け任期なしポストの拡充促進、テニユアトラック制の原則導入促進**、大学の**若手本務教員の1割増など**）
- 科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・確保とキャリアパス確立、大学と産業界等との協働による大学院教育改革、次代の科学技術イノベーションを担う人材育成
- 女性リーダーの育成・登用等を通じた**女性の活躍促進**、女性研究者の**新規採用割合の増加（自然科学系全体で30%へ）**、次代を担う女性の拡大
- 海外に出る研究者等への支援強化と外国人の受入れ・定着強化など**国際的な研究ネットワーク構築の強化**、分野・組織・セクター等の壁を越えた**人材の流動化の促進**



(2) 知の基盤の強化

- イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進に向けた改革・強化（**社会からの負託に応える科研費改革・強化**、戦略的・要請的な基礎研究の改革・強化、学際的・分野融合的な研究充実、国際共同研究の推進、世界トップレベル研究拠点の形成など）
- 研究開発活動を支える共通基盤技術、施設・設備、情報基盤の戦略的強化、オープンサイエンスの推進体制の構築（公的資金の研究成果の利活用の拡大など）
- こうした取組を通じた**総論文数増加**、総論文のうち**トップ10%論文数割合の増加（10%へ）**

(3) 資金改革の強化

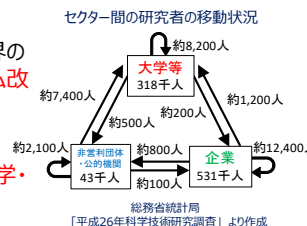
- 大学等の一層効率的・効果的な運営を可能とする基盤的経費の改革と確実な措置
- 公募型資金の改革（競争的資金の使い勝手の改善、競争的資金以外の研究資金への間接経費導入等の検討、研究機器の共用化の促進など）
- **国立大学改革と研究資金改革との一体的推進**（運営費交付金の新たな配分・評価など）

第5章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築

国内外の人材、知、資金を活用し、新しい価値の創出とその社会実装を迅速に進めるため、企業、大学、公的研究機関の本格的連携とベンチャー企業の創出強化等を通じて、人材、知、資金があらゆる壁を乗り越え循環し、イノベーションが生み出されるシステム構築を進める。

(1) オープンイノベーションを推進する仕組みの強化

- 企業・大学・公的研究機関における推進体制強化（産業界の**人材・知・資金**を投入した本格的連携、**大学等の経営システム改革**、国立研究開発法人の橋渡し機能強化など）
- 人材の移動の促進、**人材・知・資金が結集する「場」の形成**
- こうした取組を通じ**セクター間の研究者移動数の2割増**、**大学・国立研究開発法人の企業からの共同研究受入額の5割増**



(2) 新規事業に挑戦する中小・ベンチャー企業の創出強化

- 起業家の育成、起業、事業化、成長段階までの各過程に適した支援（大学発ベンチャー創出促進、新製品・サービスに対する初期需要確保など）、**新規上場（IPO）やM&Aの増加**

(3) 国際的な知的財産・標準化の戦略的活用

- 中小企業や大学等に散在する知的財産の活用促進（**特許出願に占める中小企業割合15%の実現**、**大学の特許実施許諾件数の5割増**）、国際標準化推進と支援体制強化

(4) イノベーション創出に向けた制度の見直しと整備

- 新たな製品・サービス等に対応した制度見直し、ICT発展に対応した知的財産の制度整備

(5) 「地方創生」に資するイノベーションシステムの構築

- 地域主導による自律的・持続的なイノベーションシステム駆動（地域企業の活性化促進など）

(6) グローバルなニーズを先取りしたイノベーション創出機会の開拓

- グローバルニーズの先取りや**インクルーシブ・イノベーション**※を推進する仕組みの構築

※ 社会的に包摂的で持続可能なイノベーション。新興国及び途上国との科学技術協力において、これまでの援助型の協力からの脱却を図る

第6章 科学技術イノベーションと社会との関係深化

科学技術イノベーションの推進に当たり、**社会の多様なステークホルダーとの対話と協働**に取り組む。

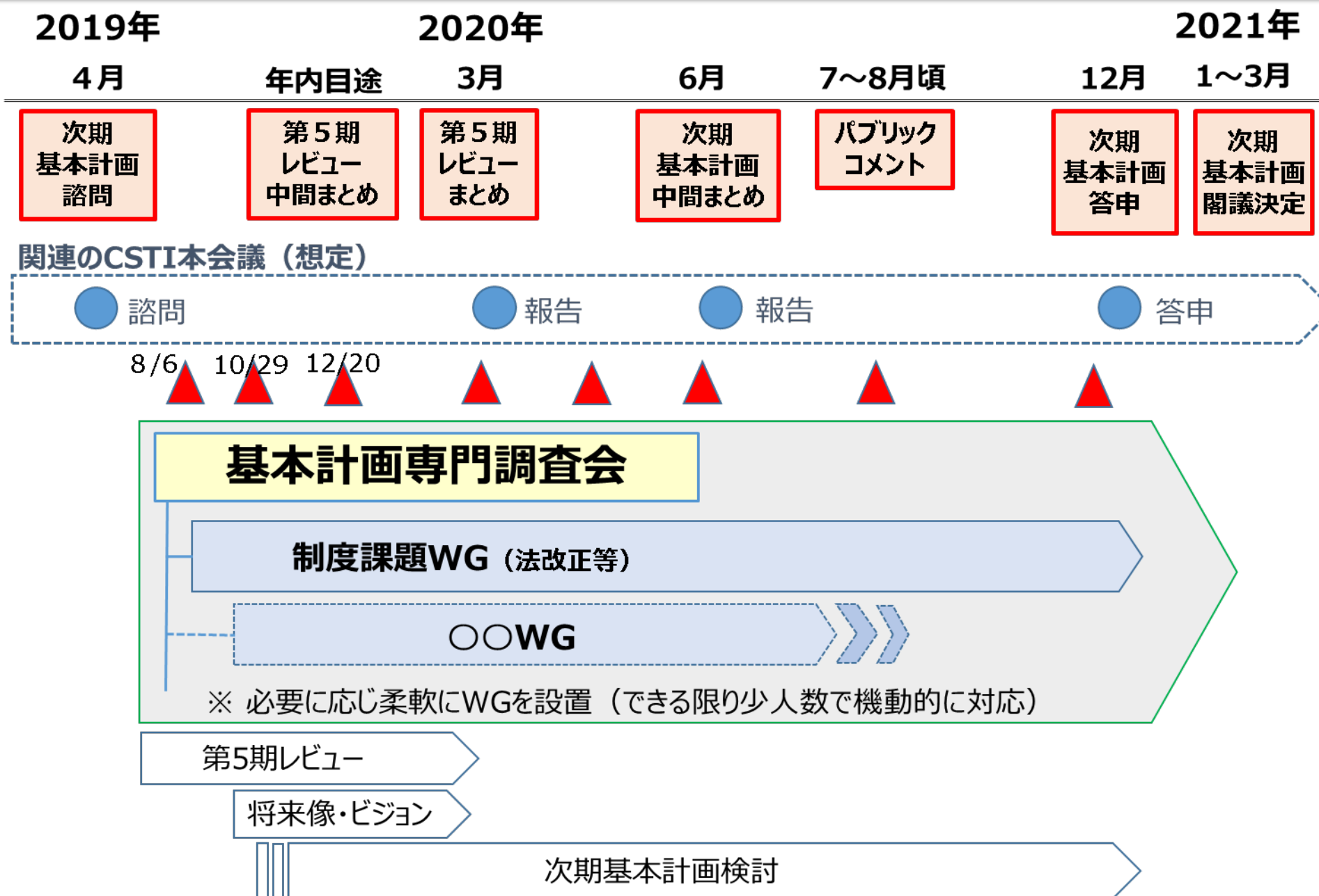
- 様々なステークホルダーの**「共創」**を推進。政策形成への科学的助言、倫理的・法制的・社会的取組への対応などを実施。また、研究の公正性の確保のための取組を実施

第7章 科学技術イノベーションの推進機能の強化

科学技術イノベーションの主要な実行主体である**大学及び国立研究開発法人の改革・機能強化と科学技術イノベーション政策の推進体制の強化**を図るとともに、**研究開発投資を確保**する。

- 「教育や研究を通じて社会に貢献する」との認識の下での**抜本的な大学改革と機能強化**、イノベーションシステムの駆動力としての**国立研究開発法人改革と機能強化**を推進
- 科学技術イノベーション活動の**国際活動と科学技術外交との一体的展開**を図るとともに、客観的根拠に基づく政策推進等を通じ、科学技術イノベーション政策の実効性を向上。さらに、C S T Iの**司令塔機能を強化**（指標の活用等を通じた恒常的な政策の質の向上、S I Pの推進など）
- 基本計画実行のため、官民合わせた研究開発投資を**対GDP比4%以上**、政府研究開発投資について経済・財政再生計画との整合性を確保しつつ**対GDP比1%へ**。期間中のGDP名目成長率を平均3.3%という前提で試算した場合、**政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円**

制度課題WGの設置

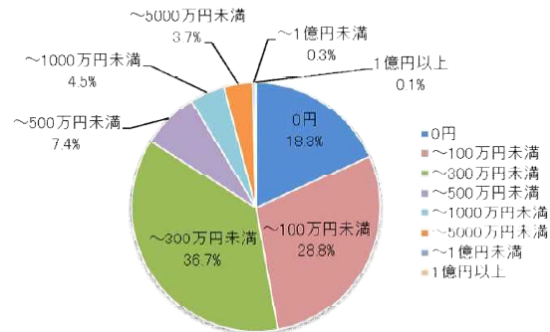


産学官連携の現状と課題

産学官連携の現状

- 国際競争が激化する中、我が国が発展を続けていくためには、新しいシーズに対して企業と大学・国研（国立研究開発法人）が連携し、スピード感を持って付加価値を創出するためのオープンイノベーションの活性化が必要
- 一方、我が国の産学官連携活動は、研究者個人と企業の一組織との連携にとどまり、小規模なものが多い
- 2025年度までに企業から大学・国研への投資を2014年度の3倍にすることが政府目標とされているが、これまでの伸び率※のままだでは目標達成も難しい状況（※2014年度～2017年度までの実績値を元に内閣府において試算）
- 産学官連携の促進に向けたさらなる取り組みが必要

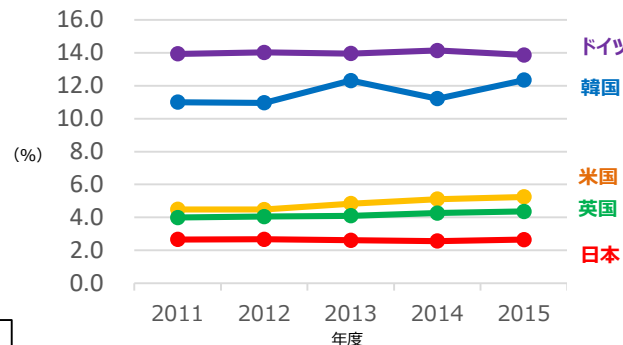
【民間企業と共同研究の研究費の規模別実施件数内訳】



※大学等における共同研究全体の1件当たりの研究費受入額は約240万円

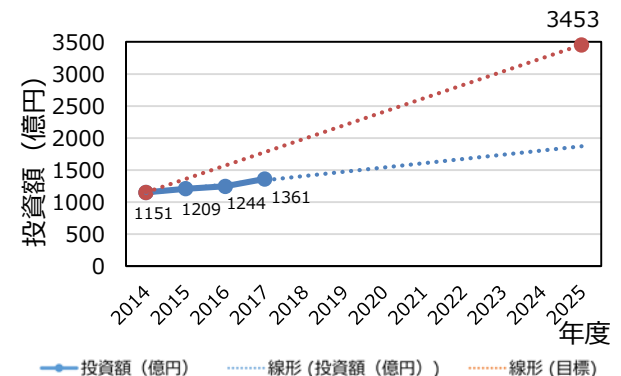
出典：「平成29年度 大学等における産学連携等実施状況について」（文科省）

【大学の研究費の企業負担割合】



出典：「Science, Technology and Patents / Gross domestic expenditure on R&D by sector of performance and source of funds」（OECD）

【我が国における大学・国研への民間投資額】



出典：総務省「科学技術研究調査」をもとに内閣府作成

組織的な産学官連携を行う上での課題

※「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（文部科学省、経済産業省）より内閣府で抽出

◆大学・国研の研究者側

- 間接経費を十分に確保できておらず、大型の共同研究を進めれば進めるほど費用の不足が高じてしまい、大学経営に悪影響の可能性
※間接経費については多くの大学で直接経費の15%未満
- 産学官連携活動、知的財産マネジメント等に対する大学経営上の位置付けが必ずしも高くない

◆産業界側

- 大学等に対して、以下の不満あり
 - ・「本部機能」が旧態依然としており、部局横断的な連携等が困難
 - ・共同研究に係るスピード感が合わない
 - ・企画・マネジメント体制の構築が不十分
 - ・共同研究にかかる費用、人員、研究成果の管理方法等が不明確
 - ・間接経費の必要性や使途、コスト計算の根拠等が不明確
 - ・リスクマネジメント不足
(利益相反マネジメント、技術流出防止マネジメント等)

オープンイノベーションの活性化に向けた新たな方策＝外部化

<現状の問題点>

- 我が国の大学・国立研究開発法人（国研）には硬直的な制約・慣行（人事・給与制度、資金運用管理等）が存在
→企業の求めるスピード感で効果的に研究開発を推進する上での障害となり、産学官連携等が促進されない要因に

<内外の動向>

- 海外では機能の外部化等により効果的に研究開発を推進
例：スタンフォード大からの独立研究所（SRI）、米国の国研の運営委託（GOCO方式）
シュタインバイス財団（産学連携実施法人）、IMEC（産学連携実施法人）
- 我が国でも、大企業において本体から独立した組織を立ち上げる「『出島』戦略」の動きが活発化

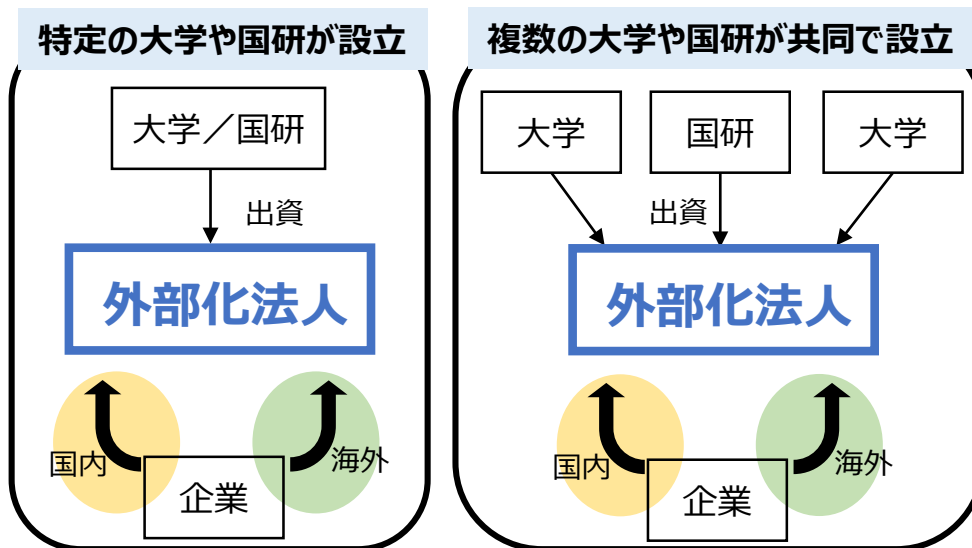
<対応の方向性>

- 大学・国研の外部化※**がオープンイノベーションの活性化、資金の獲得等に有効

※競争領域を中心とした共同研究機能等の外部化

➡大学・国研の外部化を可能とするため、既存の制度を精査し、必要に応じて関連法を改正

“外部化法人（仮称）”のイメージ



“外部化法人（仮称）”のメリット

- ◆既存の制約・慣行等から離れることによる **大幅なスピードアップ**
- ◆専門人材・ノウハウ等の蓄積による **企画提案力アップ**
- ◆経理の見える化による **間接経費等の適切な確保**
- ◆研究者等への **成果に応じた適切な報酬**

閣議決定文書等における取扱い

◆統合イノベーション戦略2019[令和元年6月21日閣議決定]

第Ⅱ部

第2章 知の創造

(1) 大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出

② 目標達成に向けた施策・対応策

＜ボーダレスな挑戦（国際化、大型産学連携）＞

《共同研究機能の強化》

大学・国研と企業との大型共同研究等を活性化するため、大学・国研の共同研究機能等の外部化を可能とする新たな仕組みの必要性について2019年中に検討を行う。

◆経済財政運営と改革の基本方針2019[令和元年6月21日閣議決定]

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

5. 重要課題への取組

(2) 科学技術・イノベーションと投資の推進

① 科学技術・イノベーションの推進

大型研究の集中的マネジメント体制の構築や**共同研究機能の外部化など産学共同研究を活性化**する新たな仕組みの必要性の検討や、産学連携を通じた人材の多面的な活用、ギャップファンドの活用を含めたスタートアップ・エコシステムの構築、当事者の意識の改革等により、オープン・イノベーションを推進する。

◆成長戦略フォローアップ[令和元年6月21日閣議決定]

I. Society 5.0の実現

8. Society5.0実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 自律的なイノベーション・エコシステムの構築

①産学官を通じたオープン・イノベーションの推進

ア) 産学官融合に向けた取組

・大学・国研の研究成果の社会実装を促進するとともに、財源の多様化を一層進めるため、企業と大学・国研による大型共同研究開発を効果的に行う仕組みについて、2019年中に検討する。

◆知的財産推進計画2019[令和元年6月21日知的財産戦略本部決定]

3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する

(2) 当面の施策の重点

① オープンイノベーションの促進

(施策の方向性)

・大学・国研の研究成果の社会実装を促進するとともに、財源の多様化を一層進めるため、企業と大学・国研による大型共同研究開発を効果的に行う仕組みについて、今年中に検討する。

当面の検討課題

➤ 人文科学を含めた科学技術イノベーション創出の在り方

- ◆ 「世界で最もイノベーションに適した国」に向けた取組の更なる強化が必要
- ◆ 昨年改正された「科技イノベ活性化法」にて、人文科学を含めた科学技術・イノベーション活性化の在り方について、人文科学の特性を踏まえつつ、検討を行うことが政府の課題に
- ◆ 次期科技基本計画(2021.4～)策定に向け、人文科学を含めた科学技術・イノベーション活性化の在り方について検討を行い、必要に応じ、科学技術基本法(※)の基本理念等を再整理

※現行の基本法にはイノベーションの概念がなく、また、対象とする科学技術から「人文科学のみ」に係るものは除外されている。
なお、同法の「人文科学」は社会科学を含む概念と解されている。

➤ 大学・国研と企業との大型共同研究等を活性化するための新たな方策

- ◆ 本年5月のCSTI本会議にて総理より、「多様な産学連携が可能となるよう、大学・国立研究開発法人による共同研究機能の外部化を可能とする仕組み」について年内を目途に検討する旨発言あり
- ◆ 大学・国研と企業との大型共同研究等を活性化するため、大学・国研の共同研究機能等の外部化を可能とする新たな仕組み(外部化法人制度(仮称))等について既存制度の精査も行いつつ検討

➤ その他

スケジュール（想定）

2019年	8月23日	11～12月頃	2020年～
	第1回	中間とりまとめ	その他の制度的課題について議論
	…月1回程度開催予定…	➡専門調査会へ報告	

第10期産業連携・地域支援部会について

科学技術・学術審議会

文部科学大臣の諮問に応じて、

1) 科学技術の総合的な振興に関する重要事項

2) 学術の振興に関する重要事項

を調査審議する。

産業連携・地域支援部会

研究開発成果の普及・活用の促進をはじめとする産学官連携の推進をはじめとする産学官連携の推進や地域が行う科学技術の振興に対する支援に関する重要事項について審議を行う。

地域科学技術 イノベーション推進委員会

地域の科学技術を地域活性化につなげていくに当たり、地域の科学技術に係る現状と課題の把握とともに、取り組むべき方向性・戦略・解決策について検討を行う。＜第10期：令和元年5月～令和3年2月＞

産学官連携推進委員会

オープンイノベーション時代の下、大学における産学連携の取組を加速・最適化させるために必要な充実方策や、イノベーションを一層推進する観点からの知財の効果的な活用方策等について検討を行う。＜第10期：令和元年5月～令和3年2月＞

【関連法令】

○文部科学省設置法（抄）（平成11年法律第96号）

第六条 本省に、科学技術・学術審議会を置く。

2（略）

第七条 科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 科学技術の総合的な振興に関する重要事項

ロ 学術の振興に関する重要事項

二～六（略）

2 前項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会の組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○科学技術・学術審議会令（抄）（平成12年政令第279号）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2～6（略）

○科学技術・学術審議会 産業連携・地域支援部会 運営規則（抄）（科学技術・学術審議会 産業連携・地域支援部会決定）

第2条 部会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会及び作業部会（以下、「委員会等」という。）を置くことができる。

2～11（略）

(委員)

◎三 島 良 直 東京工業大学 名誉教授・前学長

(臨時委員)

江戸川 泰 路 江戸川公認会計士事務所 代表パートナー

小 川 尚 子 一般社団法人日本経済団体連合会 産業技術本部 統括主幹

菅 裕 明 東京大学大学院理学系研究科 教授

ミラバイオロジクス株式会社 取締役

宝 野 和 博 国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事

(専門委員)

飯 田 香緒里 東京医科歯科大学総合研究機構 教授

産学連携研究センター長・オープンイノベーション機構副機構長

大 場 好 弘 山形大学 理事・副学長

笠 原 博 徳 早稲田大学 副総長

小 池 美 穂 株式会社マテリアル・コンセプト 代表取締役CEO

○村 山 英 樹 株式会社地球快適化インスティテュート 代表取締役社長

◎:委員会主査、○委員会主査代理